

介護支援専門員研修の受講地について

国の研修要綱が改正されたため、平成28年4月1日以降、介護支援専門員研修の受講地が変更されています。

■用語説明

「勤務地」勤務する介護事業所の所在する都道府県

「登録地」介護支援専門員登録している都道府県

(専門員証をご確認いただくと登録地都道府県知事名が記載されています)

【従前】勤務地受講

- ・登録地に関わらず、勤務地で受講。
- ・和歌山県以外に勤務地のある方が和歌山県介護支援専門員研修を受講する場合、受講地変更の手続き(※)が必要であり、かつ、定員内の場合のみ受講可。

【平成28年度以降】登録地受講

- ・勤務地に関わらず、登録地で受講。
- ・和歌山県内に勤務地があっても他府県登録の方が和歌山県介護支援専門員研修を受講する場合、受講地変更の手続き(※)が必要であり、かつ、定員内の場合のみ受講可。

例：大阪登録だが和歌山県内事業所で勤務している方

→ 受講地変更手続き要 もしくは 大阪府の研修を受講

※受講地変更の手続き(和歌山県の研修を受講したい場合)

- ①通常を受講申込書を用いて、受講仮申込みを行う(順番待ちリストに掲載)。
- ②申込期限到来後、和歌山県庁から個人毎に連絡を行います。
 - 定員内の場合
 - ・順番待ちリスト順に受講可を決定。
 - ・ただし、定員に達した時点でそれ以降の方は受講不可。
 - 定員超過の場合
 - ・受講不可。
- ③受講可の連絡がきた方は、登録地都道府県に「和歌山県の〇〇研修を受講したいので受講地変更の手続きをしたい。なお、和歌山県庁には受講できる旨確認済み。」と連絡し、各都道府県の指定する手続きを行ってください(都道府県毎に手続きが異なります)。
- ④登録地都道府県庁から和歌山県庁に受講地変更依頼が届く。
- ⑤申込者に受講決定通知が届く。

登録地と勤務地が異なる場合、上記の手続きが必要となります。

なお、勤務地が和歌山県内の場合、「登録移転」の手続きを行うことにより、登録地と勤務地をあわせることができます。

登録移転の手続きにつきましては、県庁長寿社会課振興班(TEL:073-441-2520)にご相談ください。